

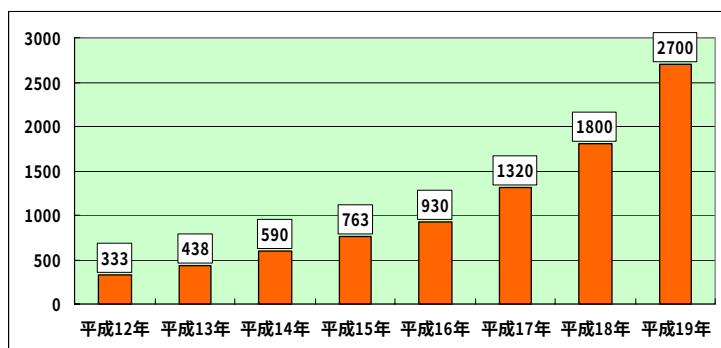
平成 19 年 7 月 25 日
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 (HyAS&Co.)

住宅用断熱材 デコスファイバー(セルロースファイバー)が 「新 J I S」認証 取得

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社(本社:品川区 代表:濱村聖一 TEL:03-5423-7333)と事業提携している株式会社デコス(本社:山口県下関市 代表:安成信次 TEL:0832-55-0777)は、平成 19 年 7 月 19 日、**業界で初めて「デコスファイバー(セルロースファイバー)」の新 JIS 認証(JIS A9523) ※1に合格しましたので、ここにお知らせします。**

【デコスドライ工法の施工実績】

※ 新築戸建木造住宅のみ(部分施工は含まない)



株式会社デコスでは、新聞紙をリサイクルしたデコスファイバー(セルロースファイバー)を使用した断熱工法(デコスドライ工法)を全国 52 社の独自の施工代理店網により全国の工務店へ供給しています。デコスドライ工法は日本に於ける最高レベルの「次世代省エネ基準」をクリアした次世代型断熱工法です。

デコスファイバー(セルロースファイバー)が新 JIS 認証を取得した背景には、耐震偽装問題やシックハウス問題などが建築・住宅分野において大きな社会問題となり、安全かつ性能がはっきりした建材が不可欠となってきた背景があります。

例えば 2004 年には「公共建築工事標準仕様書」が性能規定化に基づき改正されました。この中にも JIS は約 240 件引用され、使用される材料等の品質も定められており、民間建築分野でも、JIS 認証されている製品を使うことが必要不可欠な流れになると考えられます。

さらに新 JIS は社会的な要請から環境面の規格に力が入れています。例えば、シックハウスが社会問題化したことを受け、ホルムアルデヒドの放散量測定方法が標準化され、ホルムアルデヒドの放散量について等級区分が規定されています。デコスファイバーは、ホルムアルデヒドの放散量の等級区分で最高等級の「F☆☆☆☆等級」と認証され、建築基準法の規制対象外の製品で、使用面積の制限を受けません。

また、CO2 削減が大きなテーマになっている今、民生分野の住宅建築に於ける目標値の達成策が注目を集めています。今後は、断熱材性能の向上のみならず、断熱材自体の製造時の CO2 発生度合いが問題になってくると考えられます。このような中、製造時の CO2 発生度合いが少ないセルロースファイバーであるデコスファイバーが新 JIS の認証を取得した意義は大きいと考えています。

デコスファイバー(セルロースファイバー)は全国で昨年約 1,800 棟の施工実績を有し、更に今年は 2,700 棟を見込んでいます。生産量としては、現在前年 150%増の 120t~150t/月 の生産量で推移しており、今回の新 JIS 認証を取得したことを受け、来年度には 200t~250t/月には引き上げる予定です。今後も安全で性能がはっきりし、かつ CO2 削減に貢献できるデコスファイバーの普及を目指して参ります。

※1 新 JIS に関しては、詳細別途資料を御確認ください

<本件に関するお問合せ先>

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 取締役 大津 和行 e-mail: k_ohtsu@hyas.co.jp

TEL:03-5423-7333 FAX:03-5423-5677

PR代行 株式会社プラチナム 担当:原・宇塚 e-mail: t-hara@vectorinc.co.jp

TEL:03-5572-6071 FAX:03-5572-6075



■ デコスファイバー 新 JIS 適合性認証 概要

- ・認証番号: TC 06 07 016
- ・認証取得者の氏名又は名称及び住所: 株式会社 デコス 山口県下関市熊野西町 6-13
- ・認証に係る日本工業規格の番号: JIS A 9523 (2003 年) 吹込み用繊維質断熱材
- ・認証の区分: セルロースファイバー
- ・認証に係る工場又は事業場の品質管理体制の基準: 基準 A
- ・認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地
: 株式会社 デコス 断熱事業部 菊川工場 山口県下関市菊川町田部 155-7
- ・認 証 日: 2007 年 7 月 19 日
- ・認証に係る鉱工業品の名称: 吹込み用繊維質断熱材
- ・認証の範囲:

種類 (記号)	ホルムアルデヒド放散による区分	構成材料
セルロースファイバー (CF)	F☆☆☆☆等級	木質繊維などを解繊し、難燃剤などの薬品で処理して使用に適した綿状としたもの

■ デコスドライ工法 概要 (URL: <http://www.decos.co.jp>)

- ・デコスファイバーは原材料の新聞紙を NPO 法人 e 小日本きくがわ が地域回収 (エコマネー発行) したものと地域の新聞社の印刷残紙を主原料とし、乾式の解繊工程を経て製造しています。
- ・断熱材の材質的には鉱物系、石油系、自然素材系の 3 種類があり、断熱材の工法的にも繊維マット取り付け、板状固体の嵌め込み、液状材の注入発泡、繊維系材料の吹込みなど数種類があります。その中でセルロースファイバーは自然素材系断熱材でかつ吹込み工法なので、確かな施工性能の保持が可能です。
- ・施工部位に透湿シート (デコスシート) を貼り、その中にデコスファイバー (セルロースファイバー) を専用施工機で認定施工店が吹き込み充填していく断熱材の施工法が、デコスドライ工法。
- ・セルロースファイバーは、古新聞から作られる天然の木質繊維の断熱材。アメリカでの断熱材種別シェアでは 35% とトップ (インターセル調査)。
- ・木質繊維は内部に空気泡が豊富なため、調湿性と防音性に優れた断熱材となる。
- ・デコスドライ工法は、次世代省エネルギー基準の認定を、繊維系断熱材の工法としては国内で唯一、防湿フィルム不要で取得。木質繊維の調湿性が活き、壁体内無結露 20 年保証をしている。
- ・吹込充填式なので、筋交等の障害物があっても隙間なく施工ができる。高密度に吹き込むので、シックハウスの原因となる接着剤を使用しなくても沈降しない (沈降試験証明書あり)。
- ・ホウ酸が添加されているため、バーナーの炎でも表面が焦げるだけで、有毒ガスも発生しない。ホウ酸は、ゴキブリや白蟻の食害にも効果がある。
- ・セルロースファイバーは、国が指定するホルムアルデヒド発散建材ではなく、無垢の木材と同様の安全性が認められている。さらに、デコスファイバーでは、エコマーク認定品のインク使用の新聞紙しか原料にしない。添加されるホウ酸は、医療にも使用され安全性が高い。

■ 株式会社 デコス 会社概要 (URL: <http://www.decos.co.jp/>)

- 設立: 昭和 49 年 8 月 ○資本金 3,000 万円 ○所在地: 山口県下関市
- 事業内容: 住宅用断熱材セルロースファイバーの製造・販売、住宅断熱施工のネットワーク協会の運営、住宅の設計・施工

＜新 JIS について参考資料＞

平成 16 年 6 月 9 日に工業標準化法が改正され、平成 17 年 10 月 1 日から JIS マーク表示制度が新しくなりました。これを新 JIS と言います。

JIS マーク表示制度は、昭和 24 年の工業標準化法制定以来、50 年以上の歴史を持ち、我が国の鉱工業製品の品質向上に大きく寄与してきましたが、今回の改正は、制度の基本的仕組みを大幅に変更する改正となっています。今回の改正のポイントは 6 つあります。

(1) 「国による認定」から「民間の第三者機関による認証」へ

国（又は政府代行機関）が認定を行っていた制度から、国により登録された民間の第三者機関（登録認証機関）から認証を受けることによって、JIS マークを表示することができる制度になりました。（財）建材試験センターやベタリーピングなど 19 機関があります。尚、どの登録認証機関から認証を取得するのかは、自由です。

(2) 「指定商品制」の廃止による表示対象製品の拡大

国が JIS マーク表示制度の対象となる商品等を限定する指定商品制を廃止し、認証可能な JIS 製品規格がある製品が対象となります。また、指定商品に関しては、認定事業者以外の者が JIS 該当性表示を行なうことを禁止していましたが、事業者自ら JIS 該当性表示を行なう、所謂自己適合宣言（但し、JIS マーク又はこれと紛らわしい表示はできない）ができるようになりました。

(3) JIS マーク表示対象事業者の拡大

JIS マーク表示対象事業者は、国内外製造（又は加工）業者に限られていましたが、これに加え、販売業者、輸出入業者についても、対象となりました。また、ある特定のロットに限る（特定の 1,000 個、1,000 枚等）認証を取得することもできるようになりました。さらに、工場（又は事業場）毎に認定を受けなければならないという制約は無くなりました。

(4) 国際的に整合した適合性評価制度へ

旧 JIS では工場審査のみの認証で、製品については触れられていませんでした。その工場審査は日本独自の制度でしたので、国際的に整合した認証制度とするため、「国際的な適合性評価に関するガイド（ISO／IEC ガイド 65 等）」を採用し、審査は品質管理体制の強化に加え、登録認証機関の責任において試験員立会いの下、無作為にサンプリングし、製品試験が実施されるなどとても厳しい内容になりました。

(5) JIS マークのデザインの変更

制度の仕組みが変わることに合わせてマークのデザインも変更されました。また、特定の側面（例えば環境、高齢者・障害者配慮等）に係る JIS に適合したことを示す JIS マークも新たに整備されました。

(6) 国による制度の信頼性の確保措置

登録認証機関に対しては、定期的な更新手続きに加え、立入検査等の維持管理を行い、必要に応じて、適合命令等の措置を行なうこととしています。認証取得者に対しては、登録認証機関による認証維持審査等が行なわれることに加え、国は、必要に応じて立入検査等を行い、製品の品質等に問題があると認めた時は、表示の除去命令等の措置を行なうこととしています。但し、認証の取消しは、登録認証機関が行ないます。また、消費者やユーザーへの積極的な情報提供、苦情の収集・適切な処理、さらには自己適合宣言品を含む市場からの抜き取り検査（試買検査）によって、制度の信頼性の維持・向上に万全を期します。制度の信頼性確保には従来どおり経済産業省が関与しています。

※ 現時点では、3,000 弱の新 JIS 対応製品が存在し、主にレディーミクストコンクリート製品が認証されている。コンクリート以外で新 JIS を取得している製品は約 1 割と言われている。